

市民相談(11月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階市民相談室101・102
問 魅力創造発信課
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※予(1人30分・先着4人)
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼税理士※予(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに
第4火曜日10:00~12:00
備 3人の相談員が親身に市民の相談をお受けします。

国民健康保険・後期高齢者医療 平日夜間・休日窓口開庁
保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。
国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。
平日夜間 11月22日(月)・25日(木)・26日(金)いずれも午後5時30分~8時
休日 11月28日(日)午前9時~午後1時
注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日

高齢者防災見守り安心事業
市では、災害時だけでなく、普段からひとり暮らしの高齢者が安心して暮らし、災害に備えていただくことを目的に、本市の住民基本台帳に基づき、75歳以上(令和3年4月1日現在)でひとり暮らしの人を対象に、民生・児童委員および地区福祉委員の皆さんの協力のもと、見守り活動を実施しています。
11月より、順次民生・児童委員および地区福祉委員がひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、一部対応できない業務があります。
再交付など、一部対応できない業務があります。
場 問 保険課
TEL 06-6992-1545
場 問 保険収納課
TEL 06-6992-1537、1538

愛の献血
時・場 11月21日(日)
10:00~12:00、13:00~16:00
大日駅(イオンモール前)ロータリー入口付近
問 守口市献血推進協議会事務局
(地域福祉課内)
TEL 06-6992-1570



福祉の総合相談

毎月	場所	11月
第2火曜日	北部	9日
第3火曜日	錦	16日
第1木曜日	庭窪	4日
第2木曜日	南部エリア	11日
第3木曜日	東部エリア	18日
毎月	場所	12月
第1木曜日	庭窪	2日

時 すべて10:00~12:00
備 当日直接
問 守口市社会福祉協議会
TEL 06-6992-2715
場 ①市役所7階守口市社会福祉協議会(藤田町4-20-1)
②いきいきネット相談支援センター
③各コミュニティセンター

ご存じですか
固定資産税・償却資産

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課税されます。このうち、償却資産とは事業の用に供する資産(機械、パソコン、陳列ケース、医療器具など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものがあります。
注 取得価額10万円未満の償却資産は、原則として申告対象外です。
また、自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象となるものは、申告対象から除かれます。家屋の所有者以外の人(テナントなど)がその事業のために取り付けた附帯設備など(電気給排水設備、内装など)は、家屋と一体であっても償却資産とみなされ、取り付けた人(テナントなど)が納税義務者です。
問 課税課資産税担当
TEL 06-6992-1474

給与の年末調整

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者を対象に、1年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税を再計算し、それまでに源泉徴収していた税額との差額を還付または徴収する手続きです。
年末調整の内容は、勤務先からお住まいの市町村へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市民税・府民税の課税資料となります。
年末調整を受けるには、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を勤務先へ提出していることが必要です。また、必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や住宅借入金等特別控除(2年目以降)を申告する書類を提出する必要があります。
なお、医療費控除を受けたり、初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署(場合により市)へ申告書を提出する必要があります。
また、ふるさと納税においてワンストップ特例制度を利用していても、確定申告もしくは住民税の申告をする、この特例が適用できないため、申告の際に寄附金控除をあわせて申告する必要があります。注意してください。
問 課税課市民税担当
TEL 06-6992-1456

年末調整に関する問い合わせ

▽一般的な質問
税務署へ電話「1」を選択し電話相談センター
▽来署による具体的な相談
税務署へ電話「2」を選択し相談日時を予約

個人事業税(第2期分)の納付

令和3年度年末調整説明会を次のとおり開催します。
事前申し込みが必要ですので、電話またはメールにて問い合わせください。
時 11月26日(金)午後2時~4時
場 エナジーホール
定 先着150人(事前予約)
問 門真納税協会
TEL 06-6908-0631
kadoma@nk-net.co.jp

適切な受診で医療費の適正化を

整骨院・接骨院での施術や、はり・きゅう・あんま・マッサージによる施術を受ける場合、医療保険を適用できるケースは限られています(下表)。適切な受診による医療費の適正化に、ご理解とご協力をお願いします。
問 保険課
TEL 06-6909-0181

	医療保険が適用できる場合	注意点
整骨院・接骨院での施術	▽打撲、ねんざ、挫傷(肉離れ)など ▽骨折、脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意書が必要)	▽肩こり、筋肉疲労は医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ▽病院などの保険医療機関で同じ負傷を治療している場合は、医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ▽施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認の上、署名または、ば印するとともに、必ず領収書を受け取ってください。
はり・きゅうによる施術	神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎ねんざ後遺症など	▽医療保険の適用には、医師による同意書または診断書が必要です。 ▽疲労回復や慰安を目的とした施術は医療保険の適用外です(全額自己負担)。
あんま・マッサージによる施術	筋まひ、関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例	▽病院などの保険医療機関で同じ疾患を治療している場合は、医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ▽施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認の上、署名または、ば印するとともに、必ず領収書を受け取ってください。